

第6 収容人員の算定

1 共通の取扱い

(1) 収容人員算定の基本

- イ 収容人員の算定は、法第8条適用については棟単位（政令第2条が適用される場合を除く。）であるが、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条及び条例第39条の適用については階単位とする。
- ロ 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の算定基準に従い収容人員を算定すること。

(2) 従業者の取扱いは次によること。

- イ 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わない。
- ロ 交代制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在在する交代時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあつては、その合計とすること。
- ハ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- ニ 階単位で収容人員を算定するにあつて、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- ホ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。◆

(3) 収容人員を算定するにあつての床面積の取扱いは、次によること。

- イ 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は原則切り捨てるものであること。
- ロ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。
- ハ 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物にあつても通念上必要と認められる場合は準用すること。

(4) 省令第1条の3第1項の表中の用語等の取扱いは、次によること。

- イ 「固定式のいす席」とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものをいう。
 なお、次に掲げる床に固定されないいす席は「固定式のいす席」として取り扱うこと。
 - (イ) ソファ等はいす席
 - (ロ) いす席の相互を連結したいす席
 - (ハ) 掘りごたつ
 - (ニ) 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席
- ロ 「長いいす席」を算定する場合は、1つ1つの長いいすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。

2 防火対象物の区分ごとの取扱い

(1) 政令別表第1(1)項（劇場、映画館、公会堂等）

- イ 「客席の部分」とは、演劇、演芸、スポーツ等を鑑賞又は観覧するためにいす席、すわり席等が設置されている部分をいうこと。
- ロ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいい、通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まれないこと。
- ハ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分で、非固定式(移動式)のいす席を設ける部分、大入場(追込み場)を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう。

(2) 政令別表第1(2)項及び(3)項（キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店等）

- イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、次によること。
 - (イ) ボウリング場は、レーンに付属する固定いす席の数とする。
 - (ロ) 囲碁、将棋、ビリヤード等は1台につき2人、麻雀は1台につき4人とする。
 - (ハ) ゲーム機械は機械を使用して遊べる者の数とする。
- (ニ) ルーレット等でゲーム人員に制限のないものについては、ゲーム台等の寄り付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。

なお、遊技人員が明確に限定できるものは、その数とする。

- ロ 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。
- ハ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業員として取り扱うものでないこと。

(3) 政令別表第1(4)項（百貨店、物品販売店舗等）

- イ 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものであるが、事務室、社員食堂等の厚生施設、商品倉庫、荷捌場、連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分等は含まれないこと。
- ロ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、レストラン、喫茶、喫煙場所、子供の遊び場、その他の飲食及び休憩の用に供する部分をいう。

(4) 政令別表第1(5)項イ（旅館、ホテル等）

「宿泊室」の人員算定及びその他の取扱いは、次によること。

- イ シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッド及び2段ベッドについては2人として算定すること。
- ロ 和室の収容人員を算定する場合は、面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は切り上げるものとする。
- ハ 和室の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まれないものとし、畳の部分に限定されること。
- ニ 一の宿泊室に和室の部分と洋室の部分とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。
- ホ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で各室が3㎡未満である場

合には各室1人として算定すること。

ヘ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て団体客を宿泊されることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。

ト 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まないこと。

(5) 政令別表第1(5)項ロ（共同住宅等）

共同住宅の人員算定をする場合は、1住戸につき、ワンルーム及び居間＋1部屋にあっては1人、居間＋2部屋以上にあっては3人として取り扱うこと。ただし、竣工後は実態に即して見直しを行うこと。◆

(6) 政令別表第1(6)項イ（病院、診療所等）

イ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、診察室、検査室、治療室、手術室等は含まないものであること。

ロ 「病床」とは、患者の寝床をいい、その数は、洋室の場合はベッドの数とし、和室の場合は、床面積の合計を3で除して得た数、又は通常の使用状態による収容する患者の数とすること。

ハ 患者又は見舞い客等が利用する食堂等がある場合は、待合室の例により算定すること。

ニ 産科及び小児科病院の場合にあっては、未熟児を収容する保育箱及び乳幼児のベッドも病床の数に含まれるものであること。

ホ 待合室が廊下と兼用されている場合は、建基政令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分を待合室の例により算定すること。

ヘ 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定すること。

(7) 政令別表第1(6)項ロ、ハ及びニ（老人短期入所施設、老人デイサービス、幼稚園等）

用途ごとの人員算定は、次によること。

イ 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とすること。

ロ 通所施設部分は、担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数とすること。ただし、当該最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じた人数とすることができる。

ハ 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する幼児等の人数とすること。

(8) 政令別表第1(7)項（小学校、中学校、高等学校、大学等）

イ 「児童、生徒又は学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。

ロ 階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

(イ) 一般教室については、現に在籍する教職員と児童等の数を合算して算定すること。

(ロ) 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

(ハ) 一般教室と特別教室等が同一階にあり、かつ、当該階以外の階の児童等が特別教室等を使用する場合は、それぞれの数を合算すること。

(ニ) 講堂等については、その室の最大収容人員とすること。ただし、講堂等と一般教室、特別教室等とが同一階に存する場合、講堂等の最大収容人員と講堂以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とすること。

(9) 政令別表第1(9)項（公衆浴場、熱気浴場等）

イ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室等は含まれないこと。

ロ 各種浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として算定すること。

(10) 政令別表第1(11)項（神社、教会等）

「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」とは、礼拝堂、集会場、納骨堂等をいい、祭壇部分は含まないものであること。

(11) 政令別表第1(10)項、(12)項～(14)項（停車場、工場、駐車場、倉庫等）

従業者には、主たる用途に従事する勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業者を含めること。

(12) 政令別表第1(15)項（事務所等）

イ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、応接室、待合室、A T Mコーナー、スポーツ施設のプール、コート、その他従業者以外の者が利用する居室をいう。

ロ 収容人員の算定において、固定式のいす席等を設置し、最大収容人数が明らかな場合については、当該いす席等の数によることができる。